

平成 23 年東北地方太平洋沖地震における 認定法・整備法上の義務の履行期限について

平成 23 年 4 月 6 日
内閣府公益認定等委員会事務局

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震で亡くなられた方々には謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災された方々には心からお見舞い申し上げます。

○今般の東北地方太平洋沖地震の影響により、認定法^(※1)及び整備法^(※2)に基づく届出等の義務について、期限内に対応できない可能性が生じている法人関係者の方にお知らせします。

○今回の震災を受けた特例措置として、震災により本来の提出期限までに、以下のような認定法及び整備法に基づく義務^(注)の履行がなかった場合であっても、本年 6 月末までに提出すればよいこととしています。

(注) 例えば、以下のような義務の履行。

- ・公益法人の事業計画書の行政庁への提出期限：毎事業年度開始の日の前日まで
- ・移行の登記の行政庁への届出期限：移行の登記後遅滞なく

(登記の期限は、認定・認可の処分日から、主たる事務所は 2 週間以内、従たる事務所は 3 週間以内)

○「震災により」とは、法人の主たる事務所が被災した場合のみならず、従たる事務所や法人役員の被災により事業計画書の作成が困難となった場合など、間接的な影響によるものも含まれます。

[参考] 特定非常災害特別措置法及び関係政令の規定

政令により、事業計画書の提出等の履行期限が確定している届出等の義務については、地震により本来の履行期限までに履行されなかった場合であっても、本年 6 月末までに提出すればよいこととしています。

東北地方太平洋沖地震は、特定非常災害特別措置法^(※3)第 2 条第 1 項に規定する特定非常災害に指定されています（「平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（平成 23 年 3 月 13 日公布・施行））。

(参考 URL : <http://www.bousai.go.jp/oshirase/h23/110313-2kisyu.pdf>)

(※1) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）

(※2) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）

(※3) 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）